審　査　基　準

令和４年３月 15 日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第６条第１項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条の２（第２項を除く。）（許可の申請）、第６条第１項・第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第９条（申請書の様式等）、第１１条（申請書の添付書類）
審　査　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法第６条第１項中「銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における銃砲等又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。 ①　競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること ②　日本国がその競技に参加するものであること
標 準 処 理 期 間：１４日
申　　請　　先：申請書は、出入国港の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許認可管理センター （025-285-0110　内線 3031）
備　　考：